

# 維持管理計画書

平成 28 年 9 月 制定

## 1. 産業廃棄物の受入管理

### (1) 事前の確認

排出事業者から産業廃棄物の処分依頼があった場合は、あらかじめ、当該産業廃棄物の情報（種類、量、発生工程、性状、荷姿、石綿含有産業廃棄物の有無等）を入手し、必要に応じて有害物質等の分析データ等も確認した上で、受入可否を検討する。

### (2) 委託契約の締結

(1)の事前の確認において、受入に支障がないことを確認してから、委託契約を締結する。

### (3) 受付作業

#### ア 受付時の確認

計量棟において受付をする際には、目視により運搬車両に積まれた産業廃棄物の確認を行う。

事前に結んだ契約の内容又はマニフェストの記載内容と異なる産業廃棄物であることが確認された場合は、受入を拒否する。

#### イ 計量

アの確認が終了した運搬車両について、トラックスケールで搬入量の計量を行い、廃棄物の種類ごとに受入量を確認、記録する。

#### ウ 性状の検査

有害物質（ダイオキシン類、重金属類等）が含まれる可能性が高い廃棄物の場合、搬入された産業廃棄物の検査を行い、性状を分析する。もしくは、データ分析表、成分分析表を提示してもらう。

分析の結果、受入が不可能な物質等が確認された場合は、受入を拒否し、全量を排出事業者に戻却する。

#### エ 運搬車両の洗浄

搬入を終えた運搬車両は、洗浄設備を用いて洗浄し、場外への廃棄物の飛散を防止する。

### (4) 一時保管

受付作業を終えた廃棄物については、廃棄物の種類に応じ定められた保管場所で、処理基準を遵守して適切に保管する。

## 2. 焼却処理

### (1) 焼却処理

#### ア 廃棄物の投入

処理する固形状の産業廃棄物は、各保管場所からフォークリフトやホイールローダ等により廃棄物供給装置の受入ホッパへ投入する。

液状の産業廃棄物は、ポンプにて圧送し、炉内噴霧処理する。

#### イ 焼却処理

一連の焼却処理は、各設備の計装装置を集約した中央制御室で集中制御により行う。

なお、中央制御室には、運転管理マニュアルを整備し、社員に対しその理解及び適切な運用について教育する。

#### ウ 焼却処理により発生した産業廃棄物の処理

焼却処理により発生した焼却灰は飛散防止用に加湿した後、自社の最終処分場に運搬する。ばいじんは、キレート剤で重金属類を固定化した後、自社の最終処分場に運搬する。

### (2) 異状発生時の措置

処理中に異状が生じた場合は、ただちに廃棄物の搬入及び焼却処理を中止し、原因調査を行う。

また、調査結果及び原因調査方針について、速やかに北海道釧路総合振興局に報告し、対応を協議した上で適切な対策を講じるものとする。

## 3. 施設の整備・点検計画

施設の機能維持に影響を与える異状を早期に発見するため、各設備の整備・点検計画を次のとおり定める。

### (1) 点検の種類

当該施設においては、次の点検を実施する。

#### ア 日常点検・月例点検・年次点検

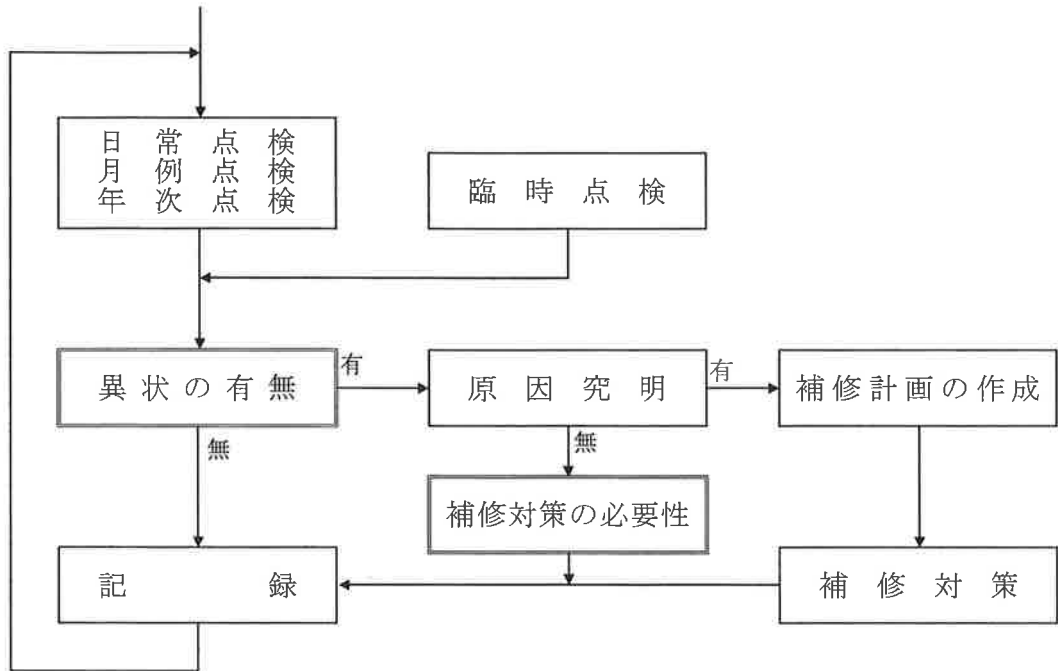
周辺環境に影響を及ぼすことなく施設の機能を維持するために、異状の早期発見を目的として実施する点検。

#### イ 臨時点検

地震時などの異常時に臨時実施する点検。

(2) 点検管理フロー

各設備の点検は、下記フローに基づき実施する。



(3) 点検内容等

各設備の点検項目、点検頻度及び点検方法は別紙（13～26頁）のとおりとする。ただし、地震時などの異常時は、これらの点検項目のうち点検が必要と認められる項目について、臨時点検を実施する。

(4) 異常発見時の対応

(3)の点検により異常が発見された際は、原因究明調査を行う。

調査の結果、補修が必要と認められる場合は、補修計画を作成の上、設備の補修・整備を行う。

なお、補修が設備の変更を伴うものとなる場合は、事前に法的手続きの有無等について北海道釧路総合振興局と相談する。

(5) 点検結果等の記録

点検結果・補修整備事項などの記録を取り、当該施設の廃止までの間、保存する。

(6) 施設の整備

ア 焼却関連設備全般

年1回、メーカーによる定期検査を受検する。

イ 計量設備（トラックスケール）

2年に1回、計量法に基づく定期検査を受検する。

## 4. モニタリング

施設の機能、周辺環境に与える影響などを把握するため、次のとおりモニタリングを行う。

### (1) モニタリング内容等

当該焼却施設におけるモニタリング対象、項目、頻度等は次のとおりとする。

表1 モニタリング対象項目および頻度

検査対象	検査項目	検査箇所	検査頻度	備考
排ガス	ダイオキシン類	煙突 排ガス測定口	1回/年	
	ばいじん		2回/年	
	硫黄酸化物		2回/年	
	窒素酸化物		2回/年	
	塩化水素		2回/年	
	一酸化炭素		自動測定	
温度	燃焼ガス温度	燃焼室	自動測定	
		集じん器前	自動測定	

### (2) 異状時に講じる措置

排ガスの検査で異状（基準超過等）が確認された場合は、ただちに廃棄物の搬入及び焼却処理を中止し、基準に不適合となった原因の調査を行う。

また、検査結果及び原因調査方針について、速やかに北海道釧路総合振興局に報告し、対応を協議した上で適切な対策を講じるものとする。

## 5. 情報管理

### (1) 維持管理に関する記録の作成及び閲覧

廃棄物の処理量、施設の点検結果及びモニタリング結果等については、記録を作成、その一部については、次のとおり閲覧に供する。

なお、作成した記録は当該施設の廃止までの間、保存する。

#### ア 閲覧場所

株式会社釧路厚生社 釧路町事業所内

#### イ 閲覧時間

平日9時から17時まで（昼休み12時～13時除く。）

ウ 閲覧期間

当該記録を閲覧場所に備え置いた日から3年間

エ 閲覧に供する記録及び備え置く期日

表2のとおりとする。

表2 閲覧に供する記録及び備え置く期日

	閲覧に供する記録	備え置く期日
1	処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌日の末日
2	燃焼室燃焼ガス温度・集じん器前燃焼ガス温度・一酸化炭素濃度の測定を行った位置	当該排ガス測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
	燃焼室燃焼ガス温度・集じん器前燃焼ガス温度・一酸化炭素濃度の測定結果の得られた年月日	
	燃焼室燃焼ガス温度・集じん器前燃焼ガス温度・一酸化炭素濃度の測定結果	
3	冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去を行った年月日	当該除去を行った日の属する月の翌月の末日
4	排ガス測定に係る排ガスを採取した位置	当該排ガス測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
	排ガス測定に係る排ガスを採取した年月日	
	排ガス測定の結果の得られた年月日	
	排ガス測定の結果	

(2) 維持管理の状況に関する情報及び維持管理に関する計画の公表

上記(1)の閲覧に供する記録及び当該焼却施設の維持管理に関する計画は、次のとおりインターネットを利用して公表する。

ア 公表するホームページのアドレス

<http://www.sanpai.or.jp> (北海道産業廃棄物協会)

イ 公表期間

(ア) 維持管理の状況に関する情報

表2に定める備え置く期日から起算して3年を経過するまでの間

(イ) 維持管理に関する計画

許可後から当該焼却施設の廃止までの間